

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

松浦市の人口は23,290人(平成27年国勢調査)で、前回(平成22年国勢調査)の25,081人と比較すると、実数で1,791人の減となっている。(割合で7.14%減。)

また、年齢別割合(平成27年国勢調査)については、生産年齢割合が53.8%(12,541人)、65歳以上の割合(高齢化率)が33.3%(7,762人)となっている。

前回(平成22年国勢調査)と比較すると生産年齢割合は2.8ポイントの減、高齢化率は、3.3ポイントの増となっている。

一方、全国平均(平成27年国勢調査)の生産年齢割合60.0%及び高齢化率26.3%と比較すると松浦市は、生産年齢割合については、6.2ポイントの減、高齢化率については、7.0ポイントの増となっている。

全国的に少子高齢化が進む中、松浦市においても同様の状況となっているが、全国平均よりも、生産年齢割合が低く、高齢化率が高くなっており、松浦市における少子高齢化はさらに進行している状況である。

松浦市は、かつて炭鉱で栄えた町であったが、昭和47年9月にすべての炭鉱が閉山した結果、急速に地域経済の低迷と人口流出が進んだ。その後、石炭専焼火力発電所・石油ガス備蓄基地の誘致や松浦魚市場を開設するなど産業構造の転換を図ってきた。

現在の松浦魚市場は、日本有数の水揚げを誇る魚市場へと発展し、特にアジ、サバを原料とした水産加工の企業が魚市場に隣接する水産加工団地に多数進出している。その他市内には、日本有数の生産量を誇るスラックス専門の縫製企業や高い技術を持った鍛造企業、自動車関連企業、省力機械装置製造企業が企業誘致により進出し、雇用の大きな受け皿となっている。

地場企業においても樹脂製造企業、産業ロボットの関連企業が立地するなど、オンリーワンの技術を持った企業が多数立地している。

また、産業別生産額(平成26年度)をみると第1次産業の割合は、松浦市が3.3%、全国平均が1.2%と松浦市の1次産業は全国平均と比較すると高い割合となっており、松浦市を支える基幹産業の一つとなっている。

一方、松浦市の1人当たりの市民所得(平成26年度県民経済計算)は、2,127千円と全国平均3,057千円を大きく下回っており、生産性の向上により一人当たりの市民所得の向上を図ることが重要である。

(2) 目標

松浦市では、これまで総合計画（平成19年～平成28年）において、「次代をはぐくむ産業創造都市 まつうら」を将来像として、既存産業はもとより、あらたな産業の展開を促し雇用機会の拡大を図ることを目指して、産業振興及び企業誘致に取り組んできた。また、平成26年12月に松浦市中小企業振興条例を制定しており、今後も中小企業者の創業支援や事業拡大の支援に力点を置き、産業振興を図っていく計画である。

実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

松浦市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業が松浦市の産業を支えており、広く中小企業者の生産性向上を図る必要がある。このようなことから、本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用の拡大や安定を図る観点から、自己の工場や事務所等の建築物の屋根又は自己の敷地内に設置するもので、売電を主たる目的とせず、その発電電力を直接生産等に供するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松浦市の産業は市内広域に立地しているため、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

多様な産業が松浦市の産業を支えており、広く中小企業者の生産性向上を図る必要があるため、本計画の対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 先端設備等の導入が、人員削減を目的としたものでないことなど、雇用の拡大・安定に努めること。
- (2) 公序良俗に反する中小事業者、反社会勢力との関係が認められる中小事業者は対象としない。
- (3) 先端設備等の導入にあたっては、環境への配慮に努めること。
- (4) 市が必要と認めた場合、先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、事業計画の進捗状況を報告しなければならない。